

# 2015 年度

# 船橋市学童保育連絡協議会総会議案書

日時 2015 年 5 月 31 日（日）9 時 30 分～12 時

場所 船橋市中央公民館

## I. 2015 年度子どもたちの豊かな生活をめざす基本目標

1. はじめに - 私たちの願い
2. 私たちのめざす基本的な目標
  - (1) 放課後ルームの質の確保・向上をめざして
  - (2) 小一の壁
  - (3) 待機児童の解消
  - (4) 障がい児の受け入れに必要な指導員の配置について
  - (5) 大規模問題の解消
  - (6) 指導員をめぐる問題
  - (7) 安全対策
  - (8) 父母会活動への援助、かかわり
  - (9) 放課後児童クラブ運営指針について
  - (10) 放課後子供教室事業の開始

## II. 2015 年度船橋市に対する具体的な要望（別紙）

## III. 要望を実現するためのアクションプログラム（行動計画）

- (1) 担当課懇談会
- (2) すべてのルームに父母会を
- (3) 保護者懇談会に積極的に参加しよう
- (4) がくどうキャンプ
- (5) がくどうまつり
- (6) 学習・交流活動
- (7) はじめての放課後ルーム
- (8) ホームページの充実とメール連絡網の整備
- (9) 他団体との協力共同
- (10) 2015 年度役員体制 定例会
- (11) 年間スケジュール



## IV. 資料

- (1) 2013 年度活動経過
- (2) 船橋市総合計画（抜粋）
- (3) 放課後児童健全育成事業等の実施について
- (4) 放課後児童クラブ運営指針
- (5) 放課後ルーム増設に関する緊急要望書

# I. 2015 年度子どもたちの豊かな生活をめざす基本目標



## 1. はじめに - 私たちの願い

### (1) つながろう

私たち船橋市学童保育連絡協議会（以下、市連協）は学童保育を考える市内唯一の独立・中立の団体です。市内の学童保育（放課後ルーム）とその取り巻く環境を良くするためにできるだけ多くの人とつながり、思いを共有したいと思っています。

市内の放課後ルームにはまだ父母会のないところがあります。あっても役員決めに苦勞し活動が低迷しているところもあります。市連協では地道に各父母会の設立や活動を支援し情報を提供していきます。

### (2) 助け合おう

保護者たちは毎日子育てに悩み、仕事に疲れ、時間に追われています。そんな中で保育園の保育士さん、放課後ルームの指導員さんの励ましに何度救われたことか、心当たりのある保護者は多いのではないのでしょうか。父母会の役員をやると他の児童とも顔見知りになります。「あ、〇〇ちゃん（くん）のママ（パパ）！」声をかけてくれる子のなんと可愛いことでしょうか。自分の子ほどではないかもしれませんが、自分の子の他にそのような「地域の子」を授かるのは大変な幸せです。急な残業の時、お迎えをお願いできるママ友も見つかります。指導員や園長とつながり、保護者同士が父母会の場でつながると、子どもたちを大人の集団で育てることができます。

集団で子育てができる場、それが学童保育です。父母会に参加し、「孤育て」から抜け出しましょう。

### (3) 安心・安全な放課後を

2005 年前後に児童が標的となる痛ましい犯罪が相次いで大きく報道されたことで、放課後の安心・安全を守る学童保育の役割が全国的に注目され、それまでは「鍵っ子」となるのが当たり前だった留守家庭児童の申し込みが急増しました。また 2011 年 3 月の大震災では首都圏でも帰宅困難者が相次いでいても、放課後ルームの子は最後まで保護されたことを受け、ますますその役割が注目されています。働く親にとって、もし安心・安全でない学童保育というものがあったらそれは利用する意味はなく、それは学童保育ではありません。大けがの対応、不審者・犯罪者への対応、災害への対応の 3 つとも、まだまだ不十分です。市には継続的に改善を求めています。

### (4) 働く親の支援だけでなく子どもたちの健全な育ちを

待機児童の解消は保護者にとって切実な願いですが、大規模問題は、子どもたちにとっては最大の問題です。子どもたちは家庭にいるよりも学校にいるよりも長く学童保育で暮らします。子どもたちはただ預けられる存在ではなく、ここで生活をし、異年齢集団で様々な体験をし、心に感じ、そして大きく成長していく場なのです。大部屋に詰め込まれてストレスの多い生活をした子は、一生その負荷を背負っていくことになると言っても過言ではありません。子どもたちが自ら望んで楽しく通い、かつ多くを得て成長するために、放課後ルームの大規模化抑制（分割）と質の向上を求めています。

### (5) 指導員が長く働けるルームに

指導員は子どもたちの育ちを見守るだけでなく、ときには保護者の悩みにも手を差し伸べる、専門性の高い職業です。多くの指導員が専門性を磨き長く働けるようになることを願い活動します。

## 2. 私たちのめざす基本的な目標

### (1) 放課後ルームの質の確保・向上をめざして

厚生労働省は、2014年4月30日「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を省令で定めました。船橋市でも、「**船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例**」が制定されました。(2014年6月30日)今まで基準がなかった学童保育にとっては、画期的な成果です。

省令・条例では、「放課後児童健全育成事業の一般原則」として、学童保育の目的・役割が明記されています。

- 1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

私たちは、この目的・役割がすべての関係者の共通認識となり、そして子ども達の放課後が豊かで楽しい場所になるように、引き続き努力していきます。

### (2) 小一の壁

新入生の子ども達は、入学式よりも前の4月1日から放課後ルームに通います。保育園は午前7時開所でしたが、放課後ルームは、午前8時開所。しかも、給食は出ないので保護者はお弁当を作らねばなりません。8時の出発では出勤時間に間に合わない保護者もいます。いきなり、1時間の時間差に苦慮しなければなりません。

指導員の勤務形態など、解決しなければならない課題がありますが、開設時間の前倒しは、保護者からの強い要望でもあります。

国は、「小1の壁」の解消に向けて「職員（常勤的非常勤1名）を配置するための追加費用を支援する」とし、消費税を財源とした施策を実施しています。

市連協では、常勤指導員の配置や非常勤職員の待遇改善を要求するとともに、開設時間の前倒しを要望していきます。

### (3) 待機児童の解消

2015年4月入所は、4,724名でした。昨年から約350名の大幅増です。残念ながら小栗原、宮本、二和、習志野台第二、八栄、葛飾、塚田、法典西、二宮、中野木、飯山満南、若松、法典、法典東、三山、坪井の16ヶ所では、3年生以下での待機児が発生しています。3年生以下の待機児童が198名に達し、4年生以上を含めると、54小学校中37小学校471名となります。昨年は、124名・335名でしたので、状況は悪化しています。2004年以降で最悪の状態となっています。

この数字には、学区外のルームに入所できた児童は含まれません。(宮本→峰台、葛飾→行田西、八栄→夏見台、小栗原→海神など)また、「激戦区」では初めからあきらめて申し込みしない世帯もありますから、不許可通知を受け取ったいわゆる「待機児童」は氷山の一角に過ぎません。

市連協では3年生以下での待機児が発生したルームの増設を強く求めています。当該ルームの父母会でも児童育成課懇談会や個別の増設要望運動を通じて運動をする必要があります。市連協では父母会作りや運動の方法等も援助いたします。

待機ゼロにならないのは待機が出てから待機の多い順に増設を検討しているからです。

厚生労働省は2007年の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で放課後児童クラブの1～3年生への提供割合を当時の19%から10年後の2017年までに60%に引き上げる数値目標を掲げ、2008年の「新・待機児童ゼロ作戦」に盛り込みました。中長期の定員数計画は担当課の言う児童数推計×入所率実績ではなく、児童数推計×60%、つまり親が就労または就労意向である約6割の児童が放課後ルームに入れることを目標にすべきです。私たちは、はじめから待機をださない増設計画を求めます。

国は2019年度までの5年間で、全国約90万の定員を30万人増やす計画です。これを船橋に当てはめるならば、4509人の定員が6000人になります。

2010年度の策定された次世代育成支援行動計画「ふなばし・あいプラン（後期計画）」では、2014年度の定員の目標は5164でした。この600人未達の要因を分析するとともに、新たな増設計画の策定が必要とされています。

### 放課後ルーム定員数 計画と実績

|                              | 2009年度<br>平成21年度                     | 2010年度<br>平成22年度                         | 2011年度<br>平成23年度                  | 2012年度<br>平成24年度                                                        | 2013年度<br>平成25年度                                    | 2014年度<br>平成26年度                                  | 2015年度<br>平成27年度                                                           |
|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| あいプラン前期計画<br>(H16年策定)        | 総定員 3,735<br>待機 0                    |                                          |                                   |                                                                         |                                                     |                                                   |                                                                            |
| あいプラン後期計画<br>(H21年策定)        |                                      | 4,414                                    | 4,664                             | 4,864                                                                   | 5,014                                               | 5,164                                             |                                                                            |
| 総定員数 実績                      | 3,950                                | 4,164                                    | 4,265                             | 4,387                                                                   | 4,422                                               | 4,509                                             | 4,574                                                                      |
| 待機児童数<br>(3年生以下)             | 50                                   | 45                                       | 32                                | 58                                                                      | 79                                                  | 124                                               | 198                                                                        |
| 3年生以下で待機が<br>出たルーム           | 南本町<br>夏見台<br>三咲<br>行田東<br>行田西<br>前原 | 船橋<br>南本町<br>三咲<br>法典<br>行田東<br>前原<br>坪井 | 宮本<br>若松<br>法典<br>行田東<br>前原<br>坪井 | 船橋 宮本<br>若松 葛飾<br>小栗原 八栄<br>三咲 二和<br>法典 塚田<br>行田東 前原<br>二宮 坪井<br>習志野台第二 | 宮本 西海神<br>葛飾 八栄<br>法典 塚田<br>前原 二宮<br>飯山満南<br>習志野台第二 | 宮本 葛飾<br>小栗原<br>八栄<br>二和<br>法典<br>法典西<br>塚田<br>二宮 | 宮本 若松<br>葛飾 小栗原<br>八栄 二和<br>法典 法典東<br>法典西 塚田<br>中野木 二宮<br>飯山満南 三山<br>習二 坪井 |
| 増設されたルーム<br>※移転による定員増<br>を含む | 高根台第三<br>行田西<br>夏見台<br>西海神<br>大穴北    | 七林<br>南本町<br>三咲                          | 高郷<br>三山                          | 船橋                                                                      | 若松<br>坪井                                            | 前原<br>西海神<br>船橋<br>市場<br>法典                       | 予定なし                                                                       |

現在進行中の、船橋市総合計画では、年に2施設しか増設が計画されていません。

#### （４）障がい児の受け入れに必要な指導員の配置について

厚労省は「障がい児受け入れ推進事業」、「障がい児受入強化推進事業」で専門的知識を有する指導員の配置(対象児童が５名以上の場合は複数配置)を進めています。しかしながら船橋市の対応は、申し訳程度の加配にとどまっており、それも指導員不足で満たされていません。市は障がい児の受け入れにあたって十分な増員体制を組み、障がいの種類に応じた専門的な研修を複数回用意すべきです。

同時に、施設の改善もすすめるなければなりません。

#### （５）大規模問題の解消

大規模問題とは、一ヶ所に多くの子どもがいるために子どもが情緒不安定になったり、指導員が一人ひとりの子ども達に目が届かず、子どもに寂しさや不安感を与えたりと子ども達にとって深刻な問題なのです。そのためルームに行きたくないと言う児童が少なくありません。しかしながら保護者にもその認識は低く問題としての意識が低いのが現状です。

市連協では毎年改善要求をしてきました。必要性を認めながら新設ルーム以外では一向に改善しない市に対して、各父母会から各ルームの実情にあった増設を含め分割や分離の方法を提案していきましょう。国のガイドラインは「おおむね 40 名程度が望ましい」であり、省令でも「支援の単位を構成する児童の数」を「おおむね 40 名」としています。

2009 年度以降に増設されたルームでは、面積基準が児童 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>（従来は 1.5 m<sup>2</sup>）に、1 割だけ改善されました。国の基準と同じ数字に見えて実は台所・トイレ・収納、指導員の事務机など児童が遊びや休息に使用できないスペースも含まれ、指導員が人数に入っていないなど、1 割改善したとはいえ全国的に見て見劣りする基準です。増設するルームだけでなく、既存の定員数が多いルームのうち待機の出るおそれのないルームから順次面積基準を変更していくべきです。

（注）2014 年厚労省は「専用区画に、事務室、便所等は含まない」という通達を出しましたので、2015 年度以降増設されるルームから基準が変わると推測されます。

#### （６）指導員をめぐる問題

放課後ルーム指導員は、放課後ルーム支援員 231 人と放課後ルーム補助員 140 人が配置されています。（2015 年 4 月 1 日現在、今年度から従来の臨職員はすべて非常勤職員となる。また、国の新制度に伴い有資格者が「放課後ルーム支援員」、無資格者は「放課後ルーム補助員」という名称に変更された。）同時に「配置基準」もさらに改善がされました。

しかし、今年度の指導員不足は更に悪化し、支援員の不足は全体で 73 名に昇っています（事故対策 5 名を含む）

この背景には、労働条件の悪さがあるといえます。昨年度支援員の単価が 180 円、月額にして約 2 万円の賃金アップが実現し、年収は 230 万円程度になりましたが、募集条件としては以降の採用から実施されるので、効果がどのように反映するのかは未知数といえます。

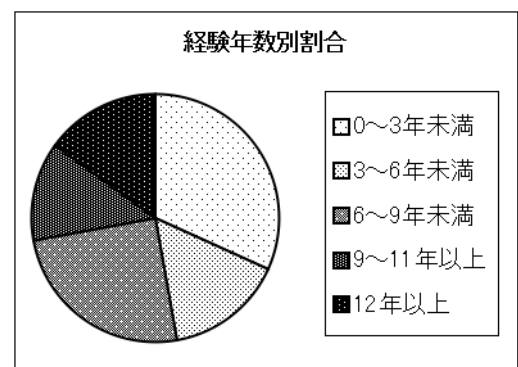
平均勤務期間は約 6 年と意外に長く見られますが、経験の浅い指導員の入れ替えが激しいことの表れと言えます。

指導員の入れ替わりが多いことは、子どもたちのルーム生

活が不安定になる大きな要因となっています（右円グラフは 2015 年 4 月現在 支援員の経験年数別分布。全体の 3 分の 1 が経験 3 年未満となっている）。

放課後ルームの質を向上させる前提として、指導員の労働条件の改善が必要です。

同時に、実態に見合った研修を増やしていくことも必要です。



(参考) 千葉市、市川市の勤務条件

千葉市 千葉市社会福祉協議会 嘱託職員 年収 約 250 万

市川市 市川市社会福祉協議会 正規職員 年収 232 万～264 万

## (7) 安全対策

2011 年の 3 月 11 日に東日本大震災が発生しました。帰宅困難となった保護者も多くルームで不安な一夜を過ごした児童も多くいました。こうした大災害の中、通信機能が混乱し、電話も不通となり、メールも届きにくい状態になりました。私たちを含め市もこの様な事態を想定していませんでした。

こうした状況で、市は防災無線、PHS 電話機の配備をすすめました。この対応を評価します。

南関東の直下型大地震はいつ発生してもおかしくありません。今後の災害時に於いても連絡が取れないことを想定して各ルームでの具体的な「対策マニュアル」の策定は急務です。特に学校や保護者との連携は欠かせません。非常時に必要なルームの備品の事は当然、対策マニュアル策定に当たってはルーム毎に小学校職員・指導員・保護者と緊急時の対策に向けてお互いの役割分担を話し合う必要があります。

また対策の一つであるルーム毎のメール配信機能ですが、年に 2～3 回の安否確認の訓練が必要だと考えます。また学校の緊急連絡メール網に、指導員が登録できるように要望します。大震災時メールが混乱している時でも通信出来たツイッター利用の検討も要求します。

## (8) 父母会活動への援助、かわり

父母会活動の基本は保護者の要望にもとづいて、ルームが良くなるように行政などに働きかけることです。

上記のように放課後ルームには様々な問題が山積しています。また東日本大震災では保護者が翌日には帰宅出来ましたが直下型の震災では帰宅するまで何日も掛かる事が想定されます。ご存じのように東北地方では、1 週間以上連絡が取れず家族の安否確認が出来ない状態でした。こうした連絡すら取れない事態では普段から保護者同士交流を深め、緊急時には帰宅出来ない保護者に代わって子供を預け合う事も必要です。

その為にも父母会活動の重要性を認識し助け合いのできる環境を作っていきましょう。行政は父母会の「要望」に対しては厳粛に扱います。それは個々の問題ではなく民意だからです。

また、国は「放課後児童クラブガイドライン」には「保護者自身が互いに協力して子育ての責任をはたせるような支援」とあり、保護者との連携を強く要請しています。子育てを行うのは私たち親自身です。子どもたちのより良い放課後生活環境作りを私たち自身も協力し合って参加しましょう。

ルーム主催の保護者会についてもルームの説明会や長期休暇の事務連絡だけではなく、毎月 1 回子ども達の生活の様子を伝える場として活用するように市に要求します

## (9) 放課後児童クラブ運営指針について

2015 年 4 月 1 日、今までの「放課後児童クラブガイドライン」を見直した、放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」）が策定されました。運営指針には、保護者の視線に立って具体的に様々なことが明記されています。

記載内容抜粋

### ・保護者及び保護者組織との連携

(1) 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

(2) 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

・学校との連携

(1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。

(2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

(3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

この運営指針を全ての関係者が理解し、目的を共有し具体化することが求められています。

## (10) 放課後子供教室事業の開始

2014年6月より、船橋市は、放課後子供教室をモデル事業として5か所で開設しました（田喜野井、習志野台第一、大穴北、芝山東、西海神）。所轄は教育委員会総務課で、空き教室等を使っておこなわれました。

放課後の子供の居場所作りとともに、放課後ルームの待機児解消がねらいとされています。年間500円の保険料だけでだれでも登録できますが、開設時間が5時までで、児童の入退室の管理はおこなわないということなので、果たして留守家庭児童（ルームを必要としている児童）がどれだけ子供教室を利用するのかは不透明です。モデル校5校のうち、放課後ルームのニーズが高い小学校では、ルームの利用者に大きな変化はありませんでした。

2015年度は、6月から26校で開始となり、2016年度には全54校に展開する計画です。子どもたちの放課後の居場所作りとしては大いに評価するところです。一方、後述するように全国各地で子供教室事業と学童保育事業の一体運営がすすめられています。

事業の推移に注目し、放課後ルームの機能が低下することのないよう働きかけてきましょう。

| 放課後子供教室モデル5校 |        |         |          | 参加児童数(2014年10月) |    |    | 全校児童数 | 放課後ルーム在籍児 |       |      |
|--------------|--------|---------|----------|-----------------|----|----|-------|-----------|-------|------|
| 小学校          | メインルーム |         |          | 平均              | 最低 | 最高 |       | 14/4      | 14/11 | 15/4 |
| 西海神          | 校舎2階   | 相談室・図書室 |          | 27.8            | 16 | 46 | 538   | 91        | 89    | 98   |
| 芝山東          | 校舎1階   | 旧英語室    | 普通教室の1/2 | 12.5            | 6  | 22 | 383   | 56        | 39    | 57   |
| 田喜野井         | 校舎1階   | 旧備蓄倉庫   |          | 19.3            | 12 | 28 | 412   | 58        | 45    | 56   |
| 習志野台第一       | 校舎1階   | 旧多目的室   |          | 40.4            | 13 | 56 | 778   | 125       | 119   | 128  |
| 大穴北          | 校舎1階   | 旧作業室    |          | 25.5            | 8  | 39 | 656   | 92        | 75    | 93   |

放課後ルームと放課後子供教室の一体運営には反対です。

一体的な運営とは、放課後ルームと『子供教室』事業を同じ施設とスタッフでおこなうことを指しています。独立した場所で専任のスタッフがそれぞれの事業を実施し、お互いに連携することが、あるべき姿だと考えます。特に、学童保育の専用室・専用スペースに対する「児童1人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上」の基準は守られなければなりません。

江戸川区の学童保育は、2004 年から『子供教室』事業と一体化された運営がされています(名称は「すくすくスクール」)。麦茶による水分補給やおやつも廃止されました。休息スペース也没有。

さらに江戸川区は、「すくすくスクール事業は児童福祉法によらない江戸川区独自の事業として、これまでと変わらず実施していきます。」と、学童保育の看板を下ろしてしまいました。

板橋区も、江戸川区とほぼ同様の一体的運営を 2014 年度からモデル校で開始し、2015 年度で全 52 校で実施しています。

2014 年 3 月 20 日 安倍総理は女性の働きやすい環境を整えるため、文部科学と厚生労働の両省に対して、学童保育事業を質・量ともに改善するよう指示しました。

具体的には、文科省の「放課後子供教室」と、厚労省の「放課後児童クラブ」が並存する現状を見直し、一体で運用する方向です。

しかしながら、「一体運用」が量の改善につながるとしても、質の改善につながらないことは、先行実施の自治体の例を見れば明らかになっています。

厚労省か文科省と共同で打ち出した「放課後対策の総合的な推進」のイメージは、

- ・ 17:00 までは、すべての児童と一緒に活動
- ・ 17:00 以降 おやつの時間、活動の時間、掃除の時間、帰りの支度

とあります。およそ、放課後ルームの実生活とはかけ離れた内容になっています。

私たちは、放課後ルームと放課後子供教室が独立した事業として発展し、ルームの指導員、子供教室のコーディネーター、そして学校の教員が連携して、児童の放課後を守るべきだと考えます。

放課後ルームは、宿題をやったり遊んだり、疲れたら休息し、おやつを食べる。そんな生活の場です。先行自治体のように、休息スペースがなくなったり、17:00 過ぎのおやつでは、子ども達の生活を守ることはできません。

放課後ルームと放課後子供教室の比較

|                              | 放課後ルーム                           | 放課後子供教室                                    |
|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 対象                           | 放課後家庭で子どもだけになってしまう小学生            | 小学生                                        |
| 目的                           | 遊びと生活の場を用意して、子どもたちの心身の発達を促していくこと | 子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援 |
| 定員                           | あり                               | なし                                         |
| 出欠確認                         | あり<br>予定の児童が来ないと保護者に連絡。          | なし 児童本人が受付で記録する。<br>どの児童が来るのかは事前に把握しない。    |
| 指導員(スタッフ)                    | 入所児童数に応じた加配                      | 3人 病欠の場合でも補充無し                             |
| 施設                           | 専用施設                             | 学校施設                                       |
| 開設時間(平日)                     | 12:30～19:00                      | 放課後～17:00                                  |
| 開設時間(学校休業日)<br>日曜・祝日・年末年始は休み | 8:00～19:00                       | 9:00～17:00(土曜日休み)                          |
| おやつ                          | あり                               | なし                                         |
| 水分補給                         | あり                               | 自己責任(水筒持参)                                 |



## Ⅱ 2015 年度船橋市に対する具体的な要望

別紙

### Ⅲ. 要望を実現するためのアクションプログラム（行動計画）

#### （１）担当課懇談会

今年度も引き続き年２回の懇談会を開催します（５月と１１月）。

懇談会では直接各ルームの問題を訴え、その早期解決に役立てて行けるようにします。また父母会が結成されていないルームや市連協に加盟していない父母会に対しても参加呼びかけをします。

○多くのルームからの参加があるように周知します。

○懇談の内容が実効性を持つよう、懇談会の運営を工夫します。事前に各父母会の要望を担当課に提出し、懇談がすすむようにします。

#### （２）すべてのルームに父母会を

国の定めた「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後ルームは**保護者及び保護者組織との連携**し運営するように記載されています。放課後ルームでの生活時間は、就寝時間を除けば年間通して一番長い時間を過ごしています。その子どもたちの豊かで安全な放課後作りに父母が参加するのは、当たり前のことです。「預かってもらえれば良い」なんて言っている内に放課後ルームも大規模問題等の劣悪な環境で子どもたちは、生活を強いられているのです。一人では、何も出来ないと思っているでしょう。だからこそ父母と指導員が協力しあってより良い放課後ルーム作りに関わっていく必要があるのです。

また今回起きた大震災でも行政が非力な事は実証されました。東北地方の経験からいくら携帯電話を持っていたとしても家族が１週間以上連絡の取れない状況になることも判りました。日頃より保護者同士の交流を深め、緊急時にはお互い助け合える様に話し合ひましょう。



#### （３）保護者懇談会に積極的に参加しよう

各放課後ルームではルーム主催の保護者懇談会を行っています。残念ながら、保護者の参加が少なくそれを理由に開催を見合わせているルームもあります。

国のガイドラインでも保護者との連携で運営するように明記されています。子どもたちの生活の様子や相談、又は改善提案等、指導員さんと前向きに話し合うなど、誘い合って積極的に参加しましょう。

○各父母会のとりくみとして、保護者懇談会への参加を位置づけましょう。

○日頃より指導員との交流を積極的に心がけましょう。

#### （４）がくどうキャンプ

7月25～26日に茨城県白浜少年自然の家で開催します。参加者全員で楽しいキャンプを作り上げます。初めて会った人たちで作るキャンプ、たった２日間ですが大きな収穫があります。また各放課後ルームの交流をすすめます。

○実行委員会に多くの人に参加できるようにします。

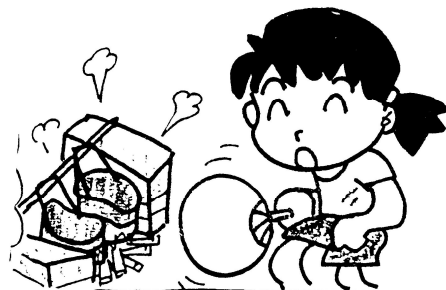
○保護者、指導員の交流がさらにすすむようにプログラムを工夫します。

○市連協の活動をPRできるようにします。

#### （５）がくどうまつり

11月1日（日）にがくどうまつりを予定しています。

各ルームでの交流や遊びを一緒に作り上げていきましょう。



市民に向けて放課後ルームの存在を訴えて行きます。

○放課後ルームをPRできるようにします。

○参加者が楽しいとりくみとなる様なプログラムを提案します。

## （６）学習・交流活動

### ①輝け！ふなばしの子どもたち

2015年度は、2016年2月7日（日）に予定されています。実行委員会に役員を派遣し、他の団体との協力がすすむようとりくみます。

### ②第40回全国学童保育指導員学校・南関東会場

2015年6月28日（日） 市原市・東海大学付属望洋高等学校（JR五井駅より送迎バス）

指導員学校は、学童保育をめぐる様々なテーマについて学びあえる現任者研修です。毎回800人を超える参加者で大変ご好評を得ています。

この指導員学校で、一人でも多くの指導員が研修を受けられるように、保護者が運営に協力しています。具体的には、

・道案内、受付、教室の準備

などがあります。遠方ではありますが、各父母会から最低2名の要員参加をお願いします。参加費と交通費は全額補助いたします。

### ③第50回全国学童保育研究集会

2015年11月7日（土）～8日（日） 大阪府で開催されます

### ④月刊誌「日本の学童ほいく」の購読

月刊誌「日本の学童ほいく」には、学童保育事業の動向や予算や日々の保育に役立つ身近な話題が満載です。

今年度も、各父母会に1冊「日本の学童ほいく」を送付しますので、各保護者で回し読みする、指導員に手渡して紹介するなど各父母会での活用を御願います。

## （７）はじめての放課後ルーム

市が正式に開催する放課後ルーム説明会は、入所の申し込みを許可された世帯を対象に入所直前の3月に各ルームで行われるもので、これからルーム利用を検討しようとしている未就学児世帯に必要な情報を提供するニーズにできていません。そこで市連協では独立の立場から、前年のうちに放課後ルーム説明会を実施し、疑問を解消したり申込を検討したりする時間的余裕が持てるようにします。

昨年は、高根台公民館と海神公民館の2ヶ所で開催しました。それぞれ約40世帯ずつ参加があり、どちらも熱心に説明を聞いていただけました。

アンケートからは、「不安が減った」「分かりやすかった」「自分のイメージと違っておどろいた」などなど、大変積極的な感想が寄せられました。

本年も12月に2回開催する予定です。参加案内も広報ふなばしに掲載したり、チラシを保育園ルートなどで10月末には配布したりするなど、多くの方に周知できるよう準備します。

○内容は写真を使って子どもたちの生活の様子が分かりやすくするなどの工夫をします。

## （８）ホームページの充実とメール連絡網の整備

市連協のホームページに加え、Facebookでも情報提供を行います。

メール連絡網を整備し、確実な連絡を目指します。

## (9) 他団体との協力、共同

千葉県学童保育連絡協議会、船橋市保育問題協議会に引き続き加盟し、市内、県内の運動との連携を図ります。また保育園父母会連絡会と情報交換・協働をすすめます。

### ① 千葉県学童保育連絡協議会（県連協）

県連協に市連協より常任幹事を送ります。

### ② 船橋市保育問題協議会

市連協は、船橋市保育問題協議会（市保問協）の活動に協力していきます。特に統一要望書を提出し、市長との懇談をめざします。

### ③ 輝け！ふなばしの子どもたち実行委員会

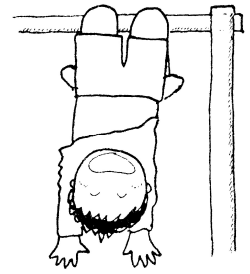
「輝け！ふなばしの子どもたち」にも参加します。

### ④ 保育園父母会連絡会

未だ父母会がないルームが多く、なかなか父母活動が広がらないのが現状ですが少しずつではありますが父母会作りの活動が出てきています。今後も保育園父母会連絡会と連携して父母会のないルームに父母会づくりがすすむように働きかけていきます。また、現状では放課後ルームに入所出来るのは、3年生までという場合が多く、長期的、継続的な運動ができづらくなっています。保育園保護者に放課後ルームの問題点や現況を伝え長期的な運動になるよう働きかけます。

### ⑤ 昨年は、子育て応援メッセ 2014 in ふなばし にブース展示を行い、放課後ルームと市連協の紹介など広報活動を行いました。今年は、がくどうまつりと日程が重なりますが、最小限の人員で参加を続けます。

### ⑥ 市内で学童保育を実施している民間団体と情報交換や懇談を行い、船橋市全体における学童保育の質の向上に努めます。



## (10) 2015 年度役員体制 定例会

各父母会、保護者、指導員が連携して取り組みを進めるため、市連協組織を確立することは不可欠な課題です。

今年度も各ルーム毎に役割担当を決め、最低1名は市連協の役員を選出してもらいます。もちろん複数名登録して交代で役割を分担することも可能です。別紙に今年度の役員候補を記載します。

定例会も開催方法や内容を工夫し、多くの方が参加して良かったと思えるように努力します。

○各ルームから最低1名、市連協役員の選出をお願いします。

○役員会は年間計画に基づいた活動を推進するとともに、その時々の特ピックスや課題に関して議論する場となるよう運営をします。

○定例会は保護者同士や保護者と指導員の交流を中心とし、各ルームでの取り組みや課題について、参加者全員から報告してもらうなどして、参加してためになった、楽しかったと思えるような会議運営をします。ですから定例会には、各ルームより毎回違う方の参加も歓迎します。

○定例会に多くの方が参加できるよう開催日を日曜日の午前中にします。また年間予定も決まっています。

(11)年間スケジュール (9月以降の定例会の会場は予定です。)

|     | 市連協                                                                                   | その他                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 6月  | 2日 役員会19時半 (市民サポートセンター)                                                               | 7日 県連協総会<br>28日 全国指導員学校南関東会場                        |
| 7月  | 7日 役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>12日 定例会12時半 (中央公民館)<br>キャンプ説明会15時半 (中央公民館)<br>25日 がくどうキャンプ |                                                     |
| 8月  | 4日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>23日定例会 (中央公民館) がくどうまつり実委                                    |                                                     |
| 9月  | 1日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>27日定例会 (中央公民館) がくどうまつり実委                                    | 5, 6日全国連協運営委員会                                      |
| 10月 | 6日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>25日定例会 (中央公民館) がくどうまつり実委                                    |                                                     |
| 11月 | 1日 がくどうまつり<br>10日役員会19時半 (市民サポートセンター)                                                 | 6日全国連協総会<br>7~8日第50回全国学童保育研究集会・大阪<br>29日 県学童保育指導員学校 |
| 12月 | 1日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>児童育成課懇談会を予定<br>6 または 13日 入所説明会<br>20日定例会 (中央公民館)            |                                                     |
| 1月  | 12日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>24日定例会10時 (中央公民館)                                          |                                                     |
| 2月  | 2日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>28日定例会10時 (中央公民館)                                           |                                                     |
| 3月  | 1日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>27日定例会10時 (中央公民館)                                           |                                                     |
| 4月  | 5日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>24日定例会10時 (中央公民館)                                           |                                                     |
| 5月  | 12日役員会19時半 (市民サポートセンター)<br>担当課懇談会                                                     |                                                     |

## IV, 資料

### (1) 2014 年度活動経過

|     | 市連協                                                                                                         | その他                                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 6 月 | 1日 役員会(中央公民館)<br>7日 役員会(市連協事務所)<br>8日 総会9時半(中央公民館)                                                          | 9日 輝け船橋の子どもたち実行委員会<br>20日 市保問協総会<br>29日 県連協総会                                  |
| 7 月 | 1日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>13日 キャンプ説明会10:00(中央公民館)<br>27日 定例会10時(海神公民館)                                      | 13日 千葉県連協常任幹事会                                                                 |
| 8 月 | 2日～3日がくどうキャンプ<br>5日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>24日 定例会(中央公民館)・がくどうまつり実委                                         | 17日 千葉県連協常任幹事会                                                                 |
| 9 月 | 2日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>28日 定例会(中央公民館)がくどうまつり実委                                                           | 21日 研究集会実行委員会・県連協幹事会<br>21日 県連協常任幹事会<br>25日 市保問協&だいすきネット会議<br>28日 保育園父母会連絡会交流会 |
| 10月 | 4日 子育て応援メッセ参加者全体会<br>6日 統一要望書に対する回答説明会<br>7日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>19日 子育て応援メッセ<br>26日 定例会(中央公民館)がくどうまつり実委 | 10日 全国連協総会<br>11～12日 第49回全国学童保育研究集会・岩手<br>19日 げんきっこフェスタ<br>26日 県連協常任幹事会        |
| 11月 | 3日 がくどうまつり<br>11日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>19日 児童育成課懇談会                                                       | 9日 研究集会実行委員会・県連協幹事会<br>16日 県連協常任幹事会                                            |
| 12月 | 2日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>14日 ルーム説明会<br>21日 定例会(中央公民館)                                                      | 4日 千葉県連協常任幹事会<br>6, 7日 全国連協運営委員会<br>7日 千葉県連協指導員学校                              |
| 1 月 | 13日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>23日 副市長懇談<br>25日 定例会10時(中央公民館)                                                   | 9日 千葉県連協常任幹事会<br>18日 研究集会実行委員会・県連協幹事会<br>18日 県連協臨時総会                           |
| 2 月 | 3日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>8日 かがやけ船橋の子どもたち                                                                   | 16日 市保問協&だいすきネット会議<br>22日 千葉県連協研究集会                                            |
| 3 月 | 3日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>22日 定例会10時(中央公民館)                                                                 | 5日 千葉県連協常任幹事会<br>15日 千葉県連協幹事会                                                  |
| 4 月 | 7日 役員会19時半(市民サポートセンター)<br>26日 定例会10時(中央公民館)                                                                 | 3日 千葉県連協常任幹事会<br>6, 7日 全国連協運営委員会                                               |
| 5 月 | 9日 役員会15時(中央公民館)<br>31日 総会<br>担当課懇談会                                                                        | 1日 千葉県連協常任幹事会<br>9, 10日 全国連協運営委員会<br>24日 千葉県連協幹事会                              |

## 第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

### 計画事業

#### 施策1 子育て支援サービスの充実

|      |                                                                                                                                               |                |     |               |           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|---------------|-----------|
| 事業名  | 子ども・子育て支援新制度準備事業                                                                                                                              | 新継区分           | 継続  | 計画期間中の<br>事業費 | 14,198 千円 |
| 担当課名 | 子ども政策課・保育課・保育施設整備<br>課・児童育成課・学務課                                                                                                              | 主な取組み名称        | その他 |               |           |
| 内容   | 社会保障と税の一体改革に伴い、平成27年度から幼稚園・保育所・認定こども園共通の給付が開始されるなど子ども・子育て支援新制度が始まる予定です。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、新制度開始に向け準備を進めます。 |                |     |               |           |
|      | H26                                                                                                                                           | H27            |     | H28           |           |
|      | 子ども・子育て支援事業計画策定<br>各施設・事業の基準条例制定<br>認可、確認、認定業務開始                                                                                              | 子ども・子育て支援新制度開始 |     |               |           |
|      |                                                                                                                                               |                |     |               |           |
| 目標   | 平成27年4月1日からの子ども・子育て支援新制度開始に向けた取り組みの実施                                                                                                         |                |     |               |           |
|      | 事業計画策定                                                                                                                                        | 新制度に基づくサービス開始  |     |               |           |

#### 施策2 児童の保護、健全育成

|      |                                                                                                 |                           |     |                           |            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----|---------------------------|------------|
| 事業名  | 放課後ルーム整備事業                                                                                      | 新継区分                      | 継続  | 計画期間中の<br>事業費             | 253,837 千円 |
| 担当課名 | 児童育成課                                                                                           | 主な取組み名称                   | その他 |                           |            |
| 内容   | 市内の全54小学校(分割運営を含め78施設)に放課後ルームを開設していますが、地域によって待機児童が発生している状況です。待機児童の発生が見込まれる放課後ルームに施設の増設等整備を行います。 |                           |     |                           |            |
|      | H26                                                                                             | H27                       |     | H28                       |            |
|      | 法典放課後ルーム建替(2施設)<br>船橋放課後ルーム改築(2施設)                                                              | 放課後ルーム増設(2施設)             |     | 放課後ルーム増設(2施設)             |            |
| 目標   | 待機児童の発生が見込まれる放課後ルームの施設整備数                                                                       |                           |     |                           |            |
|      | 4                      施設                                                                       | 2                      施設 |     | 2                      施設 |            |

|      |                                                                                                              |         |     |               |              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---------------|--------------|
| 事業名  | 放課後子供教室推進事業                                                                                                  | 新継区分    | 新規  | 計画期間中の<br>事業費 | 1,024,277 千円 |
| 担当課名 | 教育総務課                                                                                                        | 主な取組み名称 | その他 |               |              |
| 内容   | 平日の放課後や長期休業等に小学校の余裕スペースや教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供するため、小学校区毎に放課後子供教室を開設します。 |         |     |               |              |
|      | H26                                                                                                          | H27     |     | H28           |              |
|      | モデル校5校(試行)                                                                                                   | 22校新規開設 |     | 27校新規開設(全校実施) |              |
| 目標   | 放課後子供教室開設済校数                                                                                                 |         |     |               |              |
|      | 5校                                                                                                           | 27校     |     | 54校           |              |

雇児発0401 第14号 平成26年4月1日  
第一次改正 雇児発※ ※ ※ 第※ 号  
平成※ ※ 年※ ※ 月※ ※ 日

各 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公 印 省 略）

## 放課後児童健全育成事業等の実施について

標記については、平成19年3月30日付け18文科生第587号、雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」により実施されているところであるが、平成26年度より別紙「放課後児童健全育成事業等実施要綱」を定め、平成26年4月1日より実施することとしたので通知する。

なお、都道府県知事に都下かれては、貴職より管内市町村長に対して周知をお願いする。

別 紙

### 放課後児童健全育成事業等実施要綱

#### 1 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

#### 2 事業の種類

- （1）放課後児童健全育成事業 【別添1】
- （2）放課後子ども環境整備事業 【別添2】
- （3）放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） 【別添3】
- （4）放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）【別添4】
- （5）放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）【別添5】
- （6）放課後児童支援員等処遇改善事業 【別添6】
- （7）障害児受入強化推進事業 【別添7】
- （8）小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】

#### 3 事業の実施方法

各事業の実施及び運営は、別添1～別添8の定めによること。

## 別添 1 放課後児童健全育成事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第17号）（以下「改正省令」という。）で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。

### 3 対象児童

対象児童は、法第6条の3第2項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。）

なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。

### 4 規模

基準第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね40人以下とする児童の数に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。

### 5 職員体制

基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成※※年※※月※※日付け雇児発※※第※号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員等認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県が知事が行う研修（以下、「認定資格研修」という。）を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。



また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成※※年※※月※※日付け雇児発※※第※号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「子育て支援員研修事業実施要綱（案）」の別表１に定める「子育て支援員基本研修」及び別表２－３に定める「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。

## 6 開所日数

開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。

## 7 開所時間

開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。

- （１）小学校の授業の休業日（長期休暇期間）に行う放課後児童健全育成事業  
１日につき８時間
- （２）小学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う放課後児童健全育成事業  
１日につき３時間

## 8 施設・設備

- （１）小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。
- （２）放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。
- （３）専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。
- （４）専用区画並びに（２）の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。
- （５）専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

## 9 運営内容

放課後児童クラブ運営指針（平成※※年※※月※※日付け雇児発※※第※号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。

- ①放課後児童健全育成事業の役割
- ②放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- ③事業の対象となる子どもの発達
- ④育成支援の内容
- ⑤障害のある子どもへの対応

- ⑥特に配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑦保護者との連携
- ⑧育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- ⑨利用の開始等に関わる留意事項
- ⑩労働環境整備
- ⑪適切な会計管理及び情報公開
- ⑫学校との連携
- ⑬保育所、幼稚園等との連携
- ⑭地域、関係機関との連携
- ⑮衛生管理及び安全対策
- ⑯放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
- ⑰要望及び苦情への対応
- ⑱事業内容向上への取り組み

## 10 留意事項

- (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。
- (2) 別添2～別添8に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。
- (3) 改正前の「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業）については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。  
また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。
- (5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等にも加入することも必要である。

## 11 費用

- (1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。  
なお、一の支援の単位を構成する児童数が10人未満の支援の単位については、
  - ①山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合
  - ②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

## 別添2 放課後子ども環境整備事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  
ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 対象事業

#### （1）放課後児童クラブ設置促進事業

- ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。
- ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・及び備品の購入を行う事業。
- ③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成※※年※※月※※日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

#### （2）放課後児童クラブ環境改善事業

- ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業（（1）①に該当する場合を除く。）
- ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業（（1）②に該当する場合を除く。）
- ③①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（1）③に該当する場合を除く。）
- ④別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（（2）①及び③に該当する場合を除く。）

#### （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

#### （4）倉庫設備整備事業

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するた

め、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。

#### 4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の(1)①及び3の(2)①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとすること。ただし、別添1に掲げる対象児童（放課後児童）の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。
- (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(1)②及び(2)②の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとすること。  
この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。  
ただし、
  - ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合
  - イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。
- (5) 3の(1)①、3の(2)①、③及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。
- (6) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。  
なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。
- (7) 3の(1)③、(2)③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。
- (8) 3の(1)①及び(2)①のうち、開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））については、別添4の放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。

#### 5 費用

国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

## 別添 3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  
ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。

なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。

- （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置
- （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し当該費用を市町村が助成（補助）

### 4 留意事項

- （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成※※年※※月※※日雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。
- （2）障害児を5人以上受け入れている場合の障害児対応職員の人件費については、別添7に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。

### 5 費用

- （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）

### 1 趣旨

放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  
ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 対象事業

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃貸料及び礼金を含む。）を支弁する事業。

ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。

### 4 対象事業の制限

（1）本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。

- ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること
- イ 平成27年度以降に新たに実施する放課後児童健全育成事業であること
- ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること

（2）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

（3）既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

### 5 費用

（1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）

### 1 趣旨

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  
ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

### 4 対象事業の制限

- （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。
- （2）送迎を行うためのバス等車輛に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。

### 5 費用

- （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  
ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業の内容

本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。

なお、1つの支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。

- （1）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。
- （2）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。

なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。

### 4 実施方法

- （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）の内容を満たすことを基本とする。

ただし、

- ① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。
- ② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。

を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を行っていることが必要である。

また、以下の（2）若しくは（3）の内容により運営すること。

- （2） 3の（1）の事業の対象となる事業に従事する職員は、放課後児童クラブ運営指針（平成※※年※※月※※日雇児発※※第※号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。

- ① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報



交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

- ② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。
  - ③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
  - ④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。
  - ⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。
- (3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。
- ① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。
  - ② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。
  - ③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。
  - ④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。
  - ⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。
  - ⑥ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

## 5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童

健全育成事業に計上するものとする。

- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業の対象としない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。

- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。

ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

- (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。

## 6 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添 7 障害児受入強化推進事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、5人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、5人以上の障害児の受入を行う場合に、別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する。

なお、障害児の対象については、別添3と同様とする。

- （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置
- （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し当該費用を市町村が助成（補助）

### 4 留意事項

- （1）別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。
- （2）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成※※年※※月※※日付け雇児発※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入の推進を図ること。

### 5 費用

- （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

## 別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22 年法律第164号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。  
ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。

### 4 実施方法

本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添 1 の 3～10（1）及び11（1）の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は19人以下を要件とする。

### 5 留意事項

- （1）本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における 2 人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1 人目の人件費や光熱水費等）については、別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- （2）別添 2～別添 7 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。

### 6 費用

- （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

## 放課後児童クラブ運営指針

### 1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

#### 第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

#### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

#### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

#### 第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

#### 第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

#### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

#### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

## 2. 放課後児童クラブ運営指針

### 第1章 総則

#### 1. 趣旨

- (1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

#### 2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。
- (3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

#### 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

##### (1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

##### (2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等

の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

### (3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

### (4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

### 1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化

する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

## 2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

## 3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

### （1）おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

### （2）おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに



注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

### (3) おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

## 4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

## 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行うことが求められる。

### (1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。

- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
  - 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。
- (2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮
- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
  - 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。
- (3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮
- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
  - ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
  - 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発達と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。
- (4) 遊びと生活における関わりへの配慮
- 子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。
- 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 1. 育成支援の内容

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

- (3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
    - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
  - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
    - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
    - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
    - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
  - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
  - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
    - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
    - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
  - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
    - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。
    - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるよ

うにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
  - ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
  - ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
  - ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
  - ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子どもの達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
  - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
  - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
  - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
  - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
  - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
  - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

- ・ 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
  - ・ 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
  - ・ 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

## 2. 障害のある子どもへの対応

### (1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

### (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

### 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

#### (1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

#### (2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

#### (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

### 4. 保護者との連携

#### (1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

#### (2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

#### (3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

## 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### (1) 育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

### (2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつ発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

## 第4章 放課後児童クラブの運営

### 1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの)を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

## 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

## 3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

## 4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。



## 5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
  - 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
  - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
  - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
  - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
  - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
  - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

## 6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

## 7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保

護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

## 第5章 学校及び地域との関係

### 1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

### 2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等と子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

### 3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

### 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
  - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。
  - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
  - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 1. 施設及び設備

#### (1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65 m<sup>2</sup>以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

#### (2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

### 2. 衛生管理及び安全対策

#### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

#### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事象事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に参加することも必要である。

### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

## 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

## 2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

## 3. 事業内容向上への取り組み

### (1) 職員集団のあり方

- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

### (2) 研修等

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ

うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

(3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

## 放課後ルーム増設に関する緊急要望書

2015 年 5 月 11 日

船橋市長 松戸徹 殿

船橋市学童保育連絡協議会  
会長 伏谷智之

日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。

放課後ルームは、毎年増設されておりますが、そのスピードとニーズに大きな乖離が発生しております。

昨年度定員が増えた前原、西海神、船橋、市場、法典ですら、待機児が発生しています。特に法典は低学年でも入所できません。

市内全体では、低学年での待機児が 16 小学校 198 名となり、2004 年以降で最悪の状態になっています。

この危機的な状況を、放課後ルームの担当部署だけでなく教育委員会、各学校長と情報共有し、抜本的な対策を講じることを要望いたします。

### 1. 増設計画を見直してください。

年に数施設の増設では、待機児の解消は不可能です。

国は 2019 年度までの 5 年間で、全国で約 90 万の定員を 30 万人増やす計画です。33% 増です。これを船橋に当てはめるならば、約 6000 人になります。(現在の定員：4574)

2010 年度策定の次世代育成支援行動計画「ふなばし・あいプラン（後期計画）」では、2014 年度の定員の目標は 5164 でした。船橋市総合計画では、2015 年度 2 施設、2016 年度 2 施設の増設が目標となっています。目標以上増設を強く要望します。

### 2. 2015 年度補正予算での増設を要望します。

今年度、3 校での設計委託が予定されていますが、補正予算でも対応してください。

特に、宮本放課後ルームは、1 年生 58 名、2 年生 32 名、3 年生 6 名の在籍です。更に、約 20 名が峰台放課後ルームに通所しています。このままでは、来年度低学年だけで 70 名以上の待機が予想されます。

宮本放課後ルームについては、早急に設計の見直しと、補正予算での建設を強く要望いたします。

### 3. 新設された放課後児童クラブ送迎支援事業を活用し、学区外の放課後ルームへの送迎事業を行ってください。

既に、保護者がファミリー・サポート・センターを利用して送迎を行っています。当面、ファミリー・サポート・センター利用に対する補助を検討してください。

### 4. 懇談のお願い

放課後ルームの増設にテーマを絞った、市長との懇談を要望いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、5 月 25 日までに回答をお願いいたします。

以上